

# 第2次漁業センサス結果報告（海面漁業）

— 農 林 調 査 係 —

## 内水面結果の概要

昭和25年から新しい漁業法により各自が民主的に漁業を行うことが出来るようになったこれらの新漁業制度の下で内水面漁業の実態はどうであるか以下県の結果概要を記してみる。

### A 県の結果

#### 1. 正組員数及び世帯数

正組員の居住する市町村数は 224で調査施行時における全市町村 336の61.2%にあたり、その正組員の総数は 7,423人(100%)でそのうち河川3,436人(46%)で湖沼3,987人(54%)である。

次に正組員の世帯総数は 7,806戸(100%)でうち河川3,421戸(47%)湖沼3,885戸(53%)である。

#### 2. 従事日数別組員数

従事日数別組員数は下の表の通りで年間30日未満従事正組員数は 2,091人で正組員総数の28.2%を占め年間90日以上従事正組員数は2,113人で正組員総数の2.85%で30日未満とほぼ同率を示しておる。

従事日数	30日未満	30～60日	60～90日	90～180日	180～270日	270日以上
正組員数	2,091人	1,110人	1,045人	1,445人	588人	80人

#### 3. 従事者数

従事者総数は9,448人(100%)でうち本人6,216人(66%)家族2,547人(27%)雇傭者685(7%)である。

1正組員当り従事者数は1.27人である。

#### 4. 漁船所有状況

漁船を所有しないものは 3,020人(41%)、漁船を所有するもの4,278人(58%)

漁船を共有するもの22人(0.3%)である。

所有する漁船数は4,684隻で(100%)、うち無動力4,118隻、(88%)、有動力566(12%)である。これを第一次センサスと比較するとA表のとおりである。

#### 5. 漁獲量

内水面総漁獲量は1,665,092貫で第一次センサス777,639貫の2.14倍の増加である。種類別に第一次センサスと比較してみるとA表のとおりである。

正組員1人当り漁獲高は185貫(藻類を除く)で海面漁業における1経営体当り12,024貫(藻類を除く)に比し遥かに少ない。これは内水面漁業者の大部分が半農半漁であり、むしろ漁業は片手間であることを示すものである。

A 表	第 一 表			第 二 表				
	漁業戸数	漁 船 数		漁 獲 高				
		無 動 力	有 動 力	総 数	魚 類	貝 類	藻 類	その他の水産動物
第一センサス	2,765	2,531	122	777,639	574,809	135,919	26,250	40,661
第二センサス	7,306 (2.64)	4,118 (1.95)	566 (4.63)	1,665,092 (2.14)	931,768 (1.62)	389,056 (2.86)	293,365 (11.17)	59,905 (1.25)

#### 6. 農業経営の世帯の状況

内水面漁業者で農業を経営する世帯は 6,067戸で総数の81%を占めており、経営階層別に占める農家数をみると下のとおりで5反～1町層以上の農家が大部分を占めておる。

#### 農 業 経 営 世 帯

総 数	1 反 未 満	1 反 ～ 5 反	5 反 ～ 1 町	1 町 ～ 2 町	2 町 ～
6,067戸	281戸	1,365戸	2,011戸	2,067戸	343戸
100%	4.6	22.5	33.2	34.2	5.5

7. 主なる収入源別にみた世帯の状況

正組員の属する世帯を主なる収入源によつて分類すれば自営収入に依存する世帯は6,769戸で総世帯数7,806戸の92.6%であり、うち農業自営世帯が5,195戸で、自営収入世帯の7.68%を占めておる。

農業以外の自営収入に依存する世帯を産業種類別に多い順にあげると

漁業及び水産養殖業 609戸(8.3%)、卸売、小売業 899戸(5.5%)サービス業243戸(3.3%)、製造業173戸(2.4%)、その他(3.7%)である。

被傭収入に依存する世帯は537戸であり世帯総数の7.3%である。

8. A 次に水系別にみると年間90日以上従事正組員数の正組員総数に対する比率の高いものは

(1) 北浦	正組員数	742人	90日以上正組員	367人	49.5%
(2) 霞ヶ浦	"	2,888人	"	1,064人	44.6%
(3) 涸沼	正組員数	588人	90日以上正組員	203人	34.5%
(4) 利根川	正組員数	1,285人	"	273人	20.4%
(5) 那珂川	"	802人	"	86人	10.7%

B 河川と湖沼による区分の結果

河川と湖沼は次表により比較対象してその特色をみると次の通りである。

正組員数	30日未満	30~90日	90日以上	漁獲高	1人当り漁獲	正組員世帯数	自営農業収入	漁業及び水産養殖業	被傭収入
県 7,423 (100)	(100)人 2,091 (28.1)	(100) 2,155 (29.0)	(100) 2,113 (28.4)	(100)貫 1,371,727	貫 184.7	7,306 (100)	戸 5,195 (71.1)	戸 609 (8.3)	戸 537 (7.3)
河 3,436 (46.2)	(69.9) 1,463 (42.5)	(52.5) 1,130 (32.8)	(21.9) 464 (13.5)	(19.5) 268,048	78.0	3,421 (100)	2,057 (60.1)	169 (4.7)	426 (12.4)
湖 3,887 (53.8)	(30.1) 628 (15.8)	(47.5) 1,025 (25.7)	(78.1) 1,649 (41.3)	(80.5) 1,103,679	276.8	3,885 (100)	3,138 (80.7)	449 (11.5)	75 (1.9)

註 漁獲高は藻類を除く。

- (1) 河川及び湖沼における正組員数は正組員総数に対して46.2%及び53.8%で湖沼が多い。
- (2) 河川及び湖沼におけそれぞれの総数にたいする30日未満従事正組員の割合は、河川は42.5%で約半数に近く湖沼は15.8%で河川より低い。
- (3) 河川及び湖沼におけるそれぞれの総数に対する90日以上従事正組員数の割合は、河川は13.5%であるが湖沼においては、41.3%で河川の割合より遙かに高い。
- (4) 河川及び湖沼におけるそれぞれの漁獲量の総漁獲量にたいする割合は正組員総数にたいし46.2%の正組員がいる河川19.5%、正組員総数にたいし53.8%の正組員がいる湖沼は80.5%の漁獲をあげている。  
河川漁業は湖沼漁業に比し相対的に漁獲が少く内水面漁業の中核は湖沼漁業にあることを示しておる。
- (5) 河川及び湖沼における正組員1人当りの漁獲量は河川が78貫であり湖沼はこの約3.5倍の276.8貫である。
- (6) 正組員世帯の主なる収入源による分類の特色は、漁業及び水産養殖業が河川においては4.7%にすぎないが湖沼においては11.5%と可成り多く河川においては被傭収入世帯が12.4%であるが湖沼はこれよりずっと低く1.9%である。

又自営農業における収入に依存する世帯は河川においては60.1%、湖沼においては80.7%で湖沼においては河川よりも高い。